

# 修繕仕様書

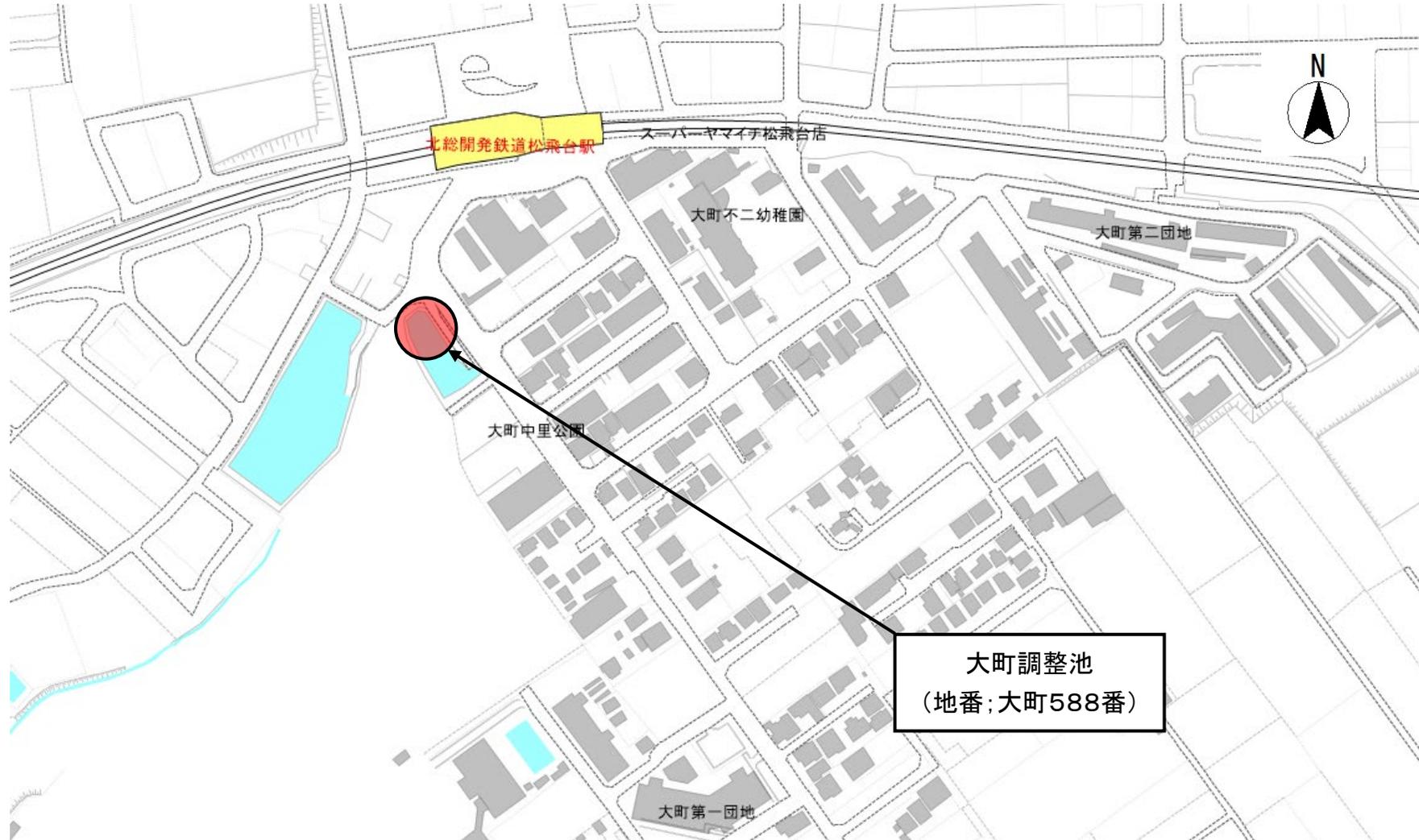
この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 大町調整池2号ポンプ交換修繕
- 2 修繕目的 大町調整池の2号ポンプについて、既設ポンプが対応年数を超過しており、浸水による摺動部の固着による排水不良が生じているため、ポンプ本体の交換を行うもの。
- 3 修繕場所 市川市大町588番 大町調整池
- 4 修繕期間 令和7年8月12日 ~ 令和8年3月27日
- 5 修繕時間 午前9時～午後4時30分まで
- 6 修繕内容 既設ポンプを撤去し、新規ポンプを設置する。  
新設ポンプは既設ポンプと同程度以上の能力があるものを選定すること。  
新設ポンプは既存のPLC制御盤で制御できるものを選定すること。  
【既設ポンプ能力】
  - ・口径 :  $\phi 200$
  - ・揚水量 :  $3.9 \text{ m}^3/\text{min}$
  - ・揚程 : 3.3m
  - ・出力 : 3.7kW
  - ・種別 : 汚物用
7. 提出書類
  - ・着手届
  - ・作業計画書
  - ・出荷証明書または納品書
  - ・作業報告書および作業写真(作業前・作業中・作業後)
  - ・交換品の取扱説明書一式
  - ・交換後の機器配置図
  - ・完了届
- 8 その他
  - (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
  - (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
  - (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
  - (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

# 案内図

大町調整池(地番;大町 588 番)



## 施工箇所(現地写真)

